

# 群馬県議会議員選挙

(利根郡選挙区・定数1)

投票日 令和5年4月9日(日) ※即日開票  
告示日 令和5年3月31日(金)



4月9日(日)は群馬県議会議員選挙の投票日です。  
皆さん忘れずに投票しましょう。

## ■投票できる人

- 日本国籍を有し、次の要件を満たす人が投票できます。
- ・本町の選挙人名簿に登録されている人
  - ・平成17年4月10日以前に生まれた人
  - ・令和4年12月30日以前から本町の住民基本台帳に引き続き記録されている人

## ■投票日当日(4月9日)の投票所と投票時間

- 投票日当日は、入場券に記載してある決められた投票所で投票してください。
- 入場券発送後に、本町の区域内で転居による住所変更があった場合は、入場券に記載されている転居前の住所地の投票所になります。

地区	投票区名	投票所名	住所	投票時間
月夜野地区	みなかみ第1投票区	みなかみ町役場	後閑318	午前7時～午後8時
	みなかみ第2投票区	師公民館	師473-1	
	みなかみ第3投票区	真政公民館	政所753-1	
	みなかみ第4投票区	下区集落センター	上津2020	
	みなかみ第5投票区	月夜野会館	月夜野581-11	
	みなかみ第6投票区	上組公民館	月夜野1777-2	
	みなかみ第7投票区	下石倉公民館	石倉718-4	
	みなかみ第8投票区	上牧公民館	上牧1715	
	みなかみ第9投票区	下牧公民館	下牧682-1	
水上地区	みなかみ第10投票区	水上公民館	湯原441	午前7時～午後7時
	みなかみ第11投票区	小仁田会館	小仁田259-1	
	みなかみ第12投票区	みなかみ町水上支所	湯原64	
	みなかみ第13投票区	みなかみ町中部生活改善センター	綱子106	
	みなかみ第14投票区	みなかみ町北部生活改善センター	藤原2254-3	
新治地区	みなかみ第15投票区	猿ヶ京地区多目的集会施設	猿ヶ京温泉254	午前7時～午後7時
	みなかみ第16投票区	旧猿ヶ京幼稚園	相俣1731-23	
	みなかみ第17投票区	にいはるこども園体育館	須川774-1	
	みなかみ第18投票区	みなかみ町入須川社会体育館	入須川1924	
	みなかみ第19投票区	みなかみ町新治支所	布施365	午前7時～午後8時
	みなかみ第20投票区	下新田会館	新巻甲479	

## ■投票所入場券

世帯ごとに4人までを1組にした投票所入場券を郵送します。選挙人が5人以上の世帯には、複数の封筒が郵送されます。入場券が届かないときや紛失した場合でも、本人の確認ができれば投票できますので、投票所係員に申し出てください。

## ■期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができない場合は、期日前投票ができます。

入場券裏面の「宣誓書」をあらかじめ記入し、下記の期日前投票所にお越しください。

期間 4月1日（土）～4月8日（土）

時間 午前8時30分～午後8時

場所 みなかみ町役場、水上支所、新治支所

## ■開票

開票は投票日の午後9時から月夜野農村環境改善センターで行います。開票速報・開票結果については、町ホームページに掲載します。

## ■代理投票と点字投票

体が不自由で字を書くことができない人は申し出により投票所係員が代わって記載し投票できます。また、目の不自由な人は点字で投票できます。

## ■投票所と期日前投票所の新型コロナウイルス感染症対策

### 取り組み内容

- ・手指消毒液を設置します
- ・飛沫防止用パーテーションを設置します
- ・使い捨て鉛筆を用意します
- ・記載台は間隔を空けて設置し、定期的に消毒します
- ・定期的な換気をします

## 不在者投票 について



### ●指定病院等に入院している場合

みなかみ町の選挙人名簿に登録されている人で、群馬県選挙管理委員会が指定する病院や老人福祉施設に入院中または入所中のため、投票日当日、投票所へ行けない人は、その施設内で投票をすることができます。指定施設の長（病院長、老人ホーム施設長など）に対し、お早めに投票用紙等の請求をしてください。

以後の手続きについては、その指定施設の長の指示に従い投票してください。

### ●遠隔地に滞在している場合

みなかみ町の選挙人名簿に登録されているが、仕事や修学で遠隔地に滞在していて選挙期間中にみなかみ町で投票をすることができない場合には、その滞在している市町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。詳しくは町のホームページをご覧ください。詳しくは町のホームページをご覧ください。

### ●郵便等による不在者投票

「郵便等投票証明書」の交付を受けている人、または受けることができる人（身体障害者手帳および戦傷病者手帳を取得されている人で指定級以上の人、要介護状態区分が要介護5の人）は、郵便による不在者投票ができます。詳しくは、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

郵便等による不在者投票は、4月5日（水）までに選挙管理委員会に投票用紙などを請求する必要があります。

### ●新型コロナウイルス感染を理由に投票所に来られない人は、郵便による投票ができる場合があります。

郵便によるやりとりになるため、投票を希望される人はお早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。

### ●その他

投票日当日までに満18歳に達する人で、投票日に投票所で投票することが困難な方は、期日前投票期間内に期日前投票所において不在者投票をすることができます。

問い合わせ先

総務課 総務係内 選挙管理委員会事務局 ☎0278(62)2111